

刈谷城石垣隅櫓整備事業にかかる質問に対する回答【6回目】

(令和7年3月14日受付分)

番号	資料名等	ページ 番号	事項番 号	質問内容	回 答
1	実施説明書	7	3 (1) ウ (ア)	「d 次に掲げる条件を満たす者を技術者としてそれぞれ配置」とございます。 「(a)～(c)のすべてを満たす技術者を1名配置する」または「(a)と(c)を満たす技術者1名と(b)と(c)を満たす技術者1名の計2名を配置する」との理解でよろしいでしょうか。	認識のとおりです。実施説明書については、修正します。
2	実施説明書	7	3 (1) ウ (イ)・ (ウ)	「(イ) 土木工事を施工する者」および「(ウ) 建築工事を施工する者」にて、「b 次に掲げる条件をすべて満たす者を現場代理人及び監理技術者又は主任技術者として配置」とございます。 「現場代理人と監理技術者は兼務して1名配置する」ことも可能との理解でよろしいでしょうか。	現場代理人と監理技術者の兼務も可能となります。
3	様式第4号別表			土木工事又は建築工事を2社で行う場合、2社目には施工実績は求められていないため、2社目については当該資料の提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	2社目の実績は不要ですが、実績としてあれば、資料提出していただいで構いません。
4	様式第5号配置予定技術者調書			「雇用関係を証明するものを添付」とございます。監理技術者証には会社名が記載されているため、3ヶ月以上前に交付されたものであれば、監理技術者証の添付にて問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
5	(参考様式) 建設工事共同企業体協定書(乙型)	2	第8条2	「前項に規定する分担工事の価額(運営委員会で定める。)については、別に定めるところによるものとする。」とございます。今回、申請書の提出時には金額の分担を定められないため、当項目は削除してもよろしいでしょうか。 また、今回、設計業務を行う構成員も含まれるため、「建設工事の施工」を「事業の実施」へ変更する等の修正をさせていただいても問題ございませんでしょうか。	(参考様式) 異業種特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書の工事の分担額について、業務委託の契約締結時までに通知をして下さい。また、分担額が変更になった際も、同様に通知をお願いします。 また、参考様式については、実施説明書の内容に合わせ修正いたしました。 「建設工事の施工」を「事業の実施」へ変更することについては、問題ありません。